

第62回定例会

伊方町議会会議録

NO. 2

令和2年9月15日 開会

伊方町議会

第62回伊方町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日	令和2年9月15日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月15日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 産業課付課長（観光商工担当） 田中 洋介 産 業 課 農 林 水 産 室 長 菊池 拓也 産 業 課 農 業 支 援 セ ン タ ー 室 長 中田 公平 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起
町長提出議案の項目	議案第68号 令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第69号 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第70号 令和元年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第71号 令和元年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第72号 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第73号 令和元年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第74号 令和元年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第75号 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

	議案第 76 号	令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 77 号	令和元年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第 78 号	令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について
	議案第 79 号	令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）
	議案第 80 号	令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 81 号	令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 82 号	令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 83 号	令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 84 号	令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 85 号	人権擁護委員の推せんについて
	議案第 86 号	人権擁護委員の推せんについて
議員提出議案の項目	発議第 2 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
	発議第 3 号	米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について
委員会提出議案の項目	なし	
その他	木嶋英幸議員に対する懲罰の件 懲罰特別委員会委員の選任について 懲罰特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	13 番 菊池 孝平議員	14 番 中村 明和議員
		15 番 高岸 助利議員

伊方町議会第62回定例会議事日程（第2号）

令和2年9月15日(火)
午前10時00分 開議

1 再開宣告

1 議事日程報告

- | | | |
|---------|--------------------------------------|------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 〃 第 2 | 令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について | (議案第 68 号) |
| 〃 第 3 | 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 69 号) |
| 〃 第 4 | 令和元年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 70 号) |
| 〃 第 5 | 令和元年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 71 号) |
| 〃 第 6 | 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 72 号) |
| 〃 第 7 | 令和元年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 73 号) |
| 〃 第 8 | 令和元年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 74 号) |
| 〃 第 9 | 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 75 号) |
| 〃 第 10 | 令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 76 号) |
| 〃 第 11 | 令和元年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について | (議案第 77 号) |
| 〃 第 12 | 令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について | (議案第 78 号) |
| 〃 第 13 | 令和2年度伊方町一般会計補正予算 (第5号) | (議案第 79 号) |
| 〃 第 14 | 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) | (議案第 80 号) |
| 〃 第 15 | 令和2年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算 (第1号) | (議案第 81 号) |
| 〃 第 16 | 令和2年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第1号) | (議案第 82 号) |
| 〃 第 17 | 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号) | (議案第 83 号) |
| 〃 第 18 | 令和2年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算 (第1号) | (議案第 84 号) |
| 〃 第 19 | 人権擁護委員の推せんについて | (議案第 85 号) |
| 〃 第 20 | 人権擁護委員の推せんについて | (議案第 86 号) |

- 日 程 第 2 1 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書の提出について (発議第 2 号)
- 〃 第 2 2 米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について
(発議第 3 号)
- 〃 第 2 3 木嶋英幸議員に対する懲罰の件
- 〃 第 2 4 懲罰特別委員会委員の選任について
- 〃 第 2 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 〃 第 2 6 原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 〃 第 2 7 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

1 閉 会 宣 告

再開宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより伊方町議会第62回定例会を再開いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、8日の本会議と同様、13番 菊池孝平議員、14番 中村明和議員を指名いたします。

議案第68号から議案第78号

○議長（竹内一則） 日程第2「令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第68号から日程第12「令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第78号までを一括議題といたします。

以上の決算認定11議案は、いずれも10日の議員全員協議会で審査した結果、それぞれ認定すべきものと決定しておりますので、質疑、討論を省略し、これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。令和元年度における各会計の決算については、いずれも認定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第68号「令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第78号「令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について」11議案は、いずれも認定されました。

議案第79号

○議長（竹内一則） 日程第13「令和2年度伊方町一般会計補正予算（第5号）」議案第79号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 79 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 5 億 7,224 万 2 千円を追加し、総額を 103 億 148 万 3 千円とするものであります。

歳出の、主なものといたしまして、2 款総務費については、財政調整基金積立金の 4 億 2,009 万 5 千円、テレワーク環境整備事業委託 2,939 万 7 千円を計上いたしております。

6 款農林水産業費については、町単農道維持補修 1,268 万 8 千円、ふるさと応援シーフードお届け事業 1,100 万円を計上いたしております。

7 款商工費については、プレミアム付商品券事業 9,200 万円を計上いたしております。

8 款土木費については、道路維持費 3,006 万 5 千円、道路建設改良費 1,182 万円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものとして、15 款国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 2,998 万 5 千円を計上いたしております。

17 款財産収入については、伊方エコ・パーク出資配当金 1,632 万 5 千円、三崎ウィンド・パワー出資配当金 1,550 万円を計上いたしております。

20 款繰越金については、決算に伴います前年度繰越金 6 億 2,585 万 9 千円を計上いたしております。

22 款町債については、臨時財政対策債 8,680 万円を計上いたしております。

以上、令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありません。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 11 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費 （11 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 （11 頁～13 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費 （13 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費 （13 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費 (14 頁～15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 (16 頁) 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 (17 頁～18 頁) 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 (18 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (18 頁～20 頁) 質疑ありませんか。

○議員(山本吉昭) 議長

○議長(竹内一則) はい、山本議員

○議員(山本吉昭) 20 頁の農業公園費、瀬戸のアグリトピアで Wi-Fi の整備をするということなんですけども、今回集会所またそういう町の設備については Wi-Fi を整備しようという計画なんですけど、例えば民間のですね、ホテルなり旅館なりとかですね、そういうところに Wi-Fi を整備したいという時に補助金とかですね、そういうものっていうのは考えられないのか。それともう一つは、今観光地に Wi-Fi 整備が進んでいるところいっぱいあるんですよ、そういう伊方の観光地について、そういう整備をするつもりがあるのかどうかなのか、ちょっとお伺いします。

○産業課付課長(田中洋介) はい

○議長(竹内一則) 担当課長

○産業課付課長(田中洋介) 失礼いたします。観光関係になるかと思しますので、私の方から説明させていただきます。今、民間の宿泊業者と云々というところなんですけども、現在のところ補助制度は、町の方ではございません。今言われましたこと、検討させていただきたいと思えます。

それと、もう一つ観光地でございます。施設があるところ、きらら館でありますとか、はなはなでありますとか、そういったところは、ほぼほぼ Wi-Fi が入っておるんですけども、施設がないところ、例えば灯台でありますとか、そういったところにつきましては、現在のところ Wi-Fi は提示していないというところでもありますので、今後そういった事例も含めまして、町も研究させていただきまして、また検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長(竹内一則) はい、よろしいですか。(「はい」の発言あり) 他にございませんか。

(「なし」の発言あり) ないようですので、次いきます。

3 項 水産業費 (20 頁) 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

- 1 項 土木管理費 (22 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 道路橋梁費 (22 頁～23 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 港湾費 (23 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 住宅費 (23 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費 (24 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費 (24 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費 (24 頁～25 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費 (25 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費 (26 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費 (26 頁～27 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費 (27 頁～28 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費 (28 頁～29 頁) 質疑ありませんか。

12 款 公債費

- 1 項 公債費 (29 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。8 頁をお開きください。

10 款 地方特例交付税

- 1 項 地方特例交付税 (8 頁) 質疑ありませんか。

15 款 国庫支出金

- 1 項 国庫負担金 (8 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 国庫補助金 (8 頁～9 頁) 質疑ありませんか。

○議員(阿部吉馬) 議長

○議長(竹内一則) 阿部議員

○議員(阿部吉馬) 国庫補助金の1目国庫補助金の財政管理の節の分の財政管理費国庫補助金、これで1億2,900万ほどはいつてるんですけど、支出に関してですね、ちょっとどういった使い方をされとるのか。これともそれは確実に管理というか基金に繰り入れる方に使うものなのか。中身をちょっとお聞きしたいんですよ。

○議長(竹内一則) 総合政策課長

○総合政策課長(橋本康彦) はい、失礼いたします。今回、補正計上上げております、1億2,998万5千円につきましては、この臨時交付金の県から交付限度額として、交付決定の内示をいただいております額が、2億8,372万1千円。伊方町の分でいただいております。今回、充てておりますのが、今までに補正計上を上げた分との交付決定額との差額を今回上げております。歳出の内容につきましては、前回の全員協議会でもコロナウイルス対策の事

業内容を説明いたしました。それも合わせまして、前々回今まで全員協議会の方で説明いたしました。歳出内容について、全ての事業合わせまして、43項目ございますが、説明したとおり、それぞれ説明させていただきました43項目についての最終の方は計上しておる状況でございます。以上です。

○議長（竹内一則） はい、阿部議員

○議員（阿部吉馬） 説明はいただいております。勉強不足でよく分からないんですけど、こういった地方創生臨時交付金という名前を考えた時に、その使い方が43項目にわけてこう使うのと、集中的に使うのと、別にその使い道のそれを水産業に使うとか農業に使うとか、何に使うとか、ひも付き的なものがないとしたならば、分散して使うのが便利がいいのか。それとも集中的に使うのがいいのか。そこら辺どのように捉えていますか。

○総合政策課長（橋本康彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本康彦） 今回に関しましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連いたしました内容で、国や県から示された補助の内容それに基づきまして、それぞれ担当課で検討いたしまして、商品券事業でありますとか、様々なそれぞれ担当課が該当する事業について検討して出したものを歳出で今回も計上させていただきますし、それぞれ項目に基づいた該当になる項目を歳出としては、計上しております。以上です。

○議員（阿部吉馬） はい、議長

○議長（竹内一則） はい、阿部議員

○議員（阿部吉馬） よく分かるんですよ。検討していただいて、分かります。いろんな項目にいくんだろうと思うんです。ただ、私が言うのは、こういうのがそういうきちっとした地方創生交付金という、コロナのためにちょっとしんどいそのために補助金を出しましょう、国庫補助金を出しましょうという内容。それも地方創生という名がついた以上、やっぱり地方活性化するためには必要であろうということで、国の方でしたんだろうと思います。先ほどお聞きさせていただいたのは、あくまで43項目がバラバラで金額が限られたもので分けるのがいいのか、それとも今後こういうことが出た場合に集中的にどっかにやるのがいいのか。そこら辺の判断っていうのはあるんですかねっていうことなんです。それで、町長に最後お聞きしたいんですが、そういう感覚に対してどのようなお考えをお持ちですか。

○議長（竹内一則） はい、町長

○町長（高門清彦） はい、議員ご指摘のこともごもっともな部分もあろうかというふうに思います。コロナ対策については、コロナの予防対策それからもし患者が発生した場合の対応策、それから地域の活性化策、経済の対策等々、非常に多岐に亘っております。今回、伊方町で補正予算を計上した一番大きなものは、今回計上しております。プレミアム付商品券の部分でございますし、小さいものに限っては、例えば・・・で使う消毒液の購入であったり、そういったものまであるわけでございます。いずれにしても、この交付金につきまして

は、有効性を重視しながら、思い切った使い方をしなければならない部分については、大きく予算を付けまた多岐に亘ってしなければならない、両面を考えながら配分をしたというふうに思っております。また、そのようにすべき交付金で使ったというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。（「なし」の発言あり） ないようですので、次いきます。

16 款 県支出金

2 項 県補助金 （9 頁） 質疑ありませんか。

17 款 財産収入

1 項 財産運用収入 （9 頁） 質疑ありませんか。

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金 （10 頁） 質疑ありませんか。

20 款 繰越金

1 項 繰越金 （10 頁） 質疑ありませんか。

21 款 諸収入

7 項 雑入（10 頁） 質疑ありませんか。

22 款 町債

1 項 町債 （10 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って「債務負担行為の補正 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は 4 頁にあります。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」の質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）第 3 表は、5 頁にあります。ありませんか。（「なし」の発言あり）

この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 79 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号「令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 5 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 80 号

○議長（竹内一則） 日程第 14「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 80 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 80 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、直営診療施設勘定におきまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 588 万 7 千円を減額し、総額を 4 億 9,528 万 2 千円とするものでございます。

主な内容は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金による感染拡大防止対策として、院内感染のリスク低減を図るためのオゾンを活用した空気清浄機の購入及び医療従事者に対する一人当たり 5 万円の慰労金でございます。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴い、人件費を 375 万 5 千円減額、診療所備品は空気清浄機に椅子の購入を含め 96 万 8 千円計上、診療所職員へ給付する慰労金に 30 万円を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、7 頁をお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、328 万 4 千円の減額、7 款 2 項雑入は、慰労金交付及び感染拡大防止支援補助金に 130 万円計上しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、15 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動及び正職員と会計年度任用職員の組み替えに伴い、人件費を 646 万 1 千円減額、診療所備品は空気清浄機に病室用として同じくオゾンを活用した除菌装置の購入を含めまして 185 万円計上、また代診医師の実績見込みにより代診医師負担金を 234 万円増額、そして診療所職員へ給付する慰労金に 130 万円を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、13 頁をお願いいたします。1 款 1 項入院収入は、実質 4 月 5 月は入院を停止していたため 984 万 9 千円減額しております。2 項外来収入は、患者数の減少のため 524 万 8 千円減額しております。7 款 2 項雑入は、慰労金交付及び感染拡大防止支援補助金に 330 万円計上しております。

次に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、22 頁をお願いいたします。1 款 1 項 1 目一般管理費は、人事異動に伴い、人件費を 23 万 8 千円増額、診療所備品は空気清浄機 105 万 6 千円計上、診療所職員へ給付する慰労金に 30 万円を計上しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、21 頁をお願いいたします。7 款 2 項雑入は、慰労金交付及び感染拡大防止支援補助金に 130 万円計上しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 80 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 1 号

○議長（竹内一則） 日程第 15「令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 81 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 81 号 令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9,821 万 2 千円とするものです。

その内訳といたしまして、まず、歳入よりご説明いたしますので、5 頁をお開きください。令和元年度決算におきまして、繰越金が確定しましたので、前年度繰越金 134 万 1 千円を増額するものです。

続きまして、6 頁をお願いします。歳出でございますが、1 目港湾建設費は、前年度繰越金 134 万 1 千円の増額に伴い、港湾施設整備の工事請負費を増額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号「令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 8 2 号

○議長（竹内一則） 日程第 16「令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 82 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 82 号 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の主な補正は、保険事業勘定では、令和元年度に公布を受けた補助金や交付金等に精算の結果返還金が生じたこと及び介護サービス事業勘定では人事異動により職員が減となったことに伴うものであります。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 392 万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 13 億 6,120 万 8 千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 371 万 6 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 1,510 万 4 千円とするものでございます。

それでは、補正予算の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、7 頁をお開き願います。1 款総務費及び 5 款地域支援事業費については、人件費の精査による共済費の見直し及び報償費に、予算不足が生じる見込みとなったため追加計上するものでございます。

次に、8 頁の 9 款 1 項 2 目償還金につきましては、令和元年度に概算交付を受けた補助金や交付金等の精算により生じた返還金 392 万 7 千円を計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。4 款 2 項国庫補助金から、6 款 2 項県補助金までの各費目の補正額につきましては、いずれも歳出に計上した地域支援事業費等の補正予算額に対しまして、各費目の補助率等を基に算出した補助金等を減額計上したものでございます。また、補助金と同様に、一般会計負担分といたしまして、8 款 1 項一般会計繰入金 3 千円を減額計上いたしております。8 款 2 項、基金繰入金につきましては、繰越金を計上したことに伴い、427 万 5 千円を減額いたしております。

最後に、10 款 1 項 1 目繰越金は、前年度決算に伴う繰越金 820 万 7 千円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので 23 頁をお願いします。1 款 1 項 1 目介護予防サービス事業費につきましては、人件費の精算見込みにより 371 万 6 千円を減額計上いたしております。

これに係る歳入ですが、22 頁をお願いします。2 款 1 項 1 目

○議長（竹内一則） 休憩。暫時休憩

休憩 10 時 30 分

再開 11 時 00 分

○議長（竹内一則） 再開いたします。会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 127 条の規定により、議長において 13 番 菊池孝平議員の後 15 番 高岸議員を指名いたします。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたしますので、23 頁をお願いします。1 款 1 項 1 目介護予防サービス事業費につきましては、人件費の精算見込みにより 371 万 6 千円を減額計上いたしております。

これに係る歳入ですが、22 頁をお願いします。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 371 万 6 千円減額しております。

以上説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 82 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号「令和 2 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 83 号

○議長（竹内一則） 日程第 17「令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 83 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 83 号 令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 3,375 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 8,620 万 6 千円とするものでございます。

まず歳出であります。6 頁をお願いいたします。2 款 1 項 1 目公共下水道建設費の 12 節委託料、これは社会資本総合整備事業の防災・安全社会資本整備交付金、ストックマネジメント委託費(国費分)の計上でございます。この事業は長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けをおこなった上で、施設の点検・調査・修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する事を目的とした事業であります。内容については、処理場・ポンプ場及び管路施設の基本計画策定業務と管路調査業務の 7,400 万 2 千円を増額しております。14 節工事請負費ですが、組み替え

により 4,025 万円減額、それぞれ補正計上いたしております。

次に歳入ですが、5 頁をお願いいたします。2 款 1 項 1 目公共下水道費国庫補助金を 1,687 万 5 千円増額補正しております。これは当初 4,025 万円の事業国費計上分を 7,400 万 2 千円に変更した、事業国費分の増額補正です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,687 万 7 千円を追加補正しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 83 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号「令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 84 号

○議長（竹内一則） 日程第 18「令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 84 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課付課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課付課長（田中洋介） 議案第 84 号 令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回、歳入歳出それぞれ 2,023 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,896 万 4 千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。5 款 1 項 1 目繰越金 2,023 万 7 千円は、令和元年度決算による前年度繰越金でございます。

次に、歳出をご説明いたします。6 頁をお願いいたします。1 款項 1 目風力発電施設管理費の 14 節工事請負費 2,023 万 7 千円は、歳入補正額により増額するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 84 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号「令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

議案第 85 号

○議長（竹内一則） 日程第 19「人権擁護委員の推せんについて」議案第 85 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 85 号 人権擁護委員の推せんについて、提案理由を説明いたします。

本案は、前任の中井雄治氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって退任されたため、その後任として、梶原ゆかり氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条の規定により、議会に意見を求めるものでございます。

今回ご提案の梶原ゆかり氏は、昭和 54 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間、公立小中学校の養護教員として勤務され、児童・生徒や保護者の相談に応じるなど、子供たちの心身の健全育成に寄り添い、献身的に職務を遂行されました。

また、退職後は、スクールソーシャルワーカーとして活躍をされるなど、地域住民等の人望も厚く、人権問題に関しては卓越した経験や知識をお持ちであります。

以上のことから、委員として適任であると判断し、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 85 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号「人権擁護委員の推せんについて」は、原案のとおり同意されました。

議案第 86 号

○議長（竹内一則） 日程第 20「人権擁護委員の推せんについて」議案第 86 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 86 号 人権擁護委員の推せんについて、提案理由を説明いたします。

本案は、奥田總一郎氏が令和 2 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、引き続き奥田總一郎氏を委員に推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条の規定により、議会に意見を求めるものでございます。

今回ご提案の奥田總一郎氏につきましては、平成 30 年 1 月 1 日付けで人権擁護委員に就任をされ、熱意をもって積極的に人権擁護活動に取り組み、ご活躍をいただいているところでございます。

これまでの実績をもとに、引き続き本町の人権擁護活動の推進力となっただきたく、再任をご提案申し上げた次第でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 86 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号「人権擁護委員の推せんについて」は、原案のとおり同意されました。

発議第 2 号

○議長（竹内一則） 日程第 21 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」発議第 2 号を議題といたします。

本案につきましては、9 月 3 日開催の議員全員協議会でお示しし、議員各位にご理解をいただいているものと存じます。したがって、提出者の説明は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより質疑・討論を省略して採決いたします。お諮りいたします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

発議第3号

○議長（竹内一則） 日程第22「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」議案第3を議題といたします。すみません。訂正いたします。発議第3号を議題といたします。

本案につきましては、9月3日開催の議員全員協議会でお示しし、議員各位にご理解をいただいているものと存じます。したがって、提出者の説明は、会議規則第39条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、提出者の説明は、これを省略いたします。

これより質疑・討論を省略して採決いたします。お諮りいたします。原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、発議第3号「米軍機による低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。議員各位は、全員協議会にお集まりください。

再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 11時15分

再開 13時00分

木嶋英幸議員に対する懲罰の件

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第23「木嶋英幸議員に対する懲罰の件を議題といたします。

議案を書記に配布させます。

地方自治法第117条の規定に基づき除斥の対象となりますので、木嶋議員の退場を求めます。

提出者の説明を求めます。清家議員。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 木嶋英幸議員に対する懲罰の動議、上記の動議を次の理由をつけ、会議規則第110条第1項の規定により、提出いたします。

理由、令和2年9月8日上記議員の一般質問中における発言中、ツーリズム協会の理事会を侮蔑する発言が地方自治法第132条に違反すると思慮されたため。

以上ご審議いただき、適切にご決定をよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 木嶋議員から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許すことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なし

しと認めます。したがって、木嶋議員の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

木嶋議員の入場を許します。

木嶋議員に一身上の弁明を許します。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） この度は私のことでこういう会を開かなければならなくなった。非常に申し訳なく思っておりますが、一言弁明させてください。

懲罰動議の提出理由が、一般質問中における発言がツーリズム協会の理事会を侮辱する発言であり、地方自治法第 132 条に違反すると思慮されるためとありますが、誰に対してどの文言が侮辱なのかお尋ねします。

私はツーリズム協会の会員としてボイスレコーダーから文言を一部述べただけ。理事に誰がいてどの理事の発言であるかということは全くわからない。なぜ、動議を提出されたお二人がこういうことになったのか、特定できる文言など、どこにあるのかお尋ねします。

ツーリズム協会の会員として現状を知りたくて、事務局へ理事会の議事録の開示を求めましたら、紙ベースになってなかったのので、ボイスレコーダーの開示をお願いしました。NPOであれば、誰でも開示を求められたり、公開をしなければならない約束があると思われてます。

ましてや、会員なら理事であろうがなかろうが権利は一緒であると思われまます。全員平等でなければいけないと思われまます。

私が発言した中で、事務局長に対する理事者の発言があったと思いますけど、ツーリズム協会には制服もなく服装規定もない。女性がスカートで出勤したことをダメというような指摘をすることが、ハラスメントの何物でもないように思います。

現在では法律違反であるということは明らかです。それについてはどう思っておるか気持ちをお聞かせください。

また、懲罰委員会にかけられることは、私としては真摯に受け止めます。が、議会中のことで、議員だけで収まればいいのでありますが、裁判になると一般のツーリズム協会の会員さんの名前も必然的に公開され、巻き添えを食うこととなります。このことが非常に私としては心苦しい限りです。

ここで一般の会員さん、または一般の理事さんに前もってお詫び申し上げたいと思ひます。以上です。

○議長（竹内一則） 木嶋議員の弁明ですので、一般質疑は受付いたしません。木嶋議員の退場を求めます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長、何の質疑。

○議長（竹内一則） いや。今の。

○議会事務局長（中田克也） 議長

○議長（竹内一則） 局長

○議会事務局長（中田克也） 基本的には、提出者に対する質疑でございます。

○議員（小泉和也） 提出者の質疑。

○議会事務局長（中田克也） 先ほどの提出者の説明があったと思いますが、それに対する質疑でございます。

○議長（竹内一則） よろしいですか。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。懲罰に議決については、会議規則第 111 条の規定によって、委員会の付託を省略することができないことになっています。したがって、本件については、委員会条例第 7 条の規定により、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。したがって、本件は、6 人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。議員各位は、全員協議会室にお集まりください。

再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13 時 05 分

再開 13 時 46 分

懲罰特別委員会委員の選任について

○議長（竹内一則） 再開いたします。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 24「懲罰特別委員会委員の選任」を行います。書記に委員会名簿を配布させます。

お諮りいたします。常任委員会の選任については、さっき読まんかったかね。ここからかな。失礼しました。お諮りいたします。懲罰特別委員会委員の選任につきましては、条例委員会条例、え、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、お手許に配布いたしました名簿のとおり、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会特別委員は、お手許に配布いたしました名簿のとおり選任することに決定しました。

お諮りいたします。懲罰特別委員会委員の選任に伴い、委員会条例第 9 条第 2 項の規定に基づき、正副委員長の互選を行うため、懲罰特別委員会を開催したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、ただ今から懲罰特別委員会を開催いたします。なお、懲罰特別委員会の招集通知は、配布いたしませんので、よろしくお願

いたします。

特別委員会委員は、全員協議会室へ移動をお願いします。暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でお知らせいたします。

休憩 13時48分

再開 14時10分

○議長（竹内一則） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。休憩中に懲罰特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が、議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

懲罰特別委員会委員長に、清家慎太郎議員。副委員長に、高月芳人議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。ただ今、懲罰特別委員会委員長から伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、木嶋英幸議員に対する懲罰に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、日程にこれを追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

申出書を書記に配布させます。

お諮りいたします。申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、木嶋英幸議員に対する懲罰に関する事項について継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

木嶋議員の入場を求めます。

議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（竹内一則） 日程第25「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会運営委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、所管事務のうち、議会の運営に関する事項等について継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（竹内一則） 日程第26「原子力発電対策特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。原子力発電対策特別委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、原子力発電事業に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

お諮りいたします。この際、使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性について調査するため、これを原子力発電対策特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、使用済核燃料乾式貯蔵施設の設置の妥当性についての調査は、原子力発電対策特別委員会に付託することに決定しました。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（竹内一則） 日程第27「議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。議会改革特別委員長から、伊方町議会会議規則第75条の規定により、次期定例会までの閉会中の間、議会改革に関する事項について、継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、次期定例会までの閉会中の間、継続調査をすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（竹内一則） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、ご提案を申しあげました全議案に対し、適切なるご決定、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、率直に受けとめ、予算の執行等につきましては慎重を期してまいる所存でございます。

さて、私の今任期最後の定例会の閉会となりました。

この4年間、議員各位を始め関係者の皆様、町民の皆様からのご理解とご協力により、ここまで無事努めることが出来ましたことを、改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございました。

議員各位におかれましては、今後とも町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（竹内一則） 町長におかれましては、4年間お疲れ様でした。

これをもちまして、伊方町議会第62回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 14時18分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員

伊方町議会議員